

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2005-295370

(P2005-295370A)

(43) 公開日 平成17年10月20日(2005.10.20)

(51) Int.CI.<sup>7</sup>

H04Q 7/38

G06F 15/00

H04L 12/28

F 1

H04B	7/26	109R
G06F	15/00	330C
H04L	12/28	300M
H04L	12/28	310

テーマコード(参考)

5B085

5K033

5K067

審査請求 未請求 請求項の数 9 O L (全 24 頁)

(21) 出願番号

特願2004-109887(P2004-109887)

(22) 出願日

平成16年4月2日(2004.4.2)

(71) 出願人

000004260

株式会社デンソー

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地

(74) 代理人

100100022

弁理士 伊藤 洋二

(74) 代理人

100108198

弁理士 三浦 高広

(74) 代理人

100111578

弁理士 水野 史博

(72) 発明者

小佐井 潤

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 株式会

社デンソー内

(72) 発明者

松ヶ谷 和沖

愛知県刈谷市昭和町1丁目1番地 株式会

社デンソー内

最終頁に続く

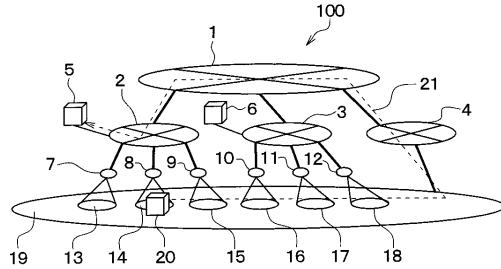
(54) 【発明の名称】通信システム、移動無線端末、情報管理サーバ、および無線アクセスポイント装置。

## (57) 【要約】

【課題】 無線アクセスポイント装置との無線接続を介してネットワークに参加する移動無線端末が、自らの位置情報を送信するためにGPS受信機等の自位置特定装置を用いることなく、次々に無線アクセスポイント装置の認証情報を取得できるようにする。

【解決手段】 移動無線端末20は、通信可能範囲内14に入った無線アクセスポイント装置8から受信した情報管理サーバ5のアドレス宛に、無線アクセスポイント装置8の識別情報と認証情報の組を要求する。そして、情報管理サーバ5はその要求に基づいて、当該移動無線端末20に、自己の有する無線アクセスポイント装置8の識別情報と認証情報の組を送信する。そして当該移動無線端末20は、送信された識別情報と認証情報の組を受信し、この受信した識別情報に対応する認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置8と無線接続する。

【選択図】 図1



**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

複数の無線アクセスポイント装置と、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれの識別情報と認証情報の組を有する情報管理サーバと、移動無線端末と、を備え、

前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれは、自己の識別情報および前記情報管理サーバのアドレスを、自己の通信可能範囲内の移動無線端末に送信し、

前記情報管理サーバは、前記移動無線端末からの要求に基づいて、当該移動無線端末に、自己の有する無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を送信し、

前記移動無線端末は、前記複数の無線アクセスポイント装置の少なくとも1つから受信した前記情報管理サーバのアドレス宛に、無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を要求する要求手段と、前記要求手段の要求に基づいて前記情報管理サーバから送信された無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を受信する受信手段と、前記受信手段が受信した識別情報を送信する無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っているとき、当該識別情報に対応する認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する無線接続手段と、を有することを特徴とする通信システム。10

**【請求項 2】**

前記移動無線端末が有する要求手段は、自己がその無線通信可能範囲内に入った前記無線アクセスポイント装置から受信した前記情報管理サーバのアドレスおよび当該無線アクセスポイント装置の識別情報に基づいて、当該アドレス宛に、当該識別情報を含むデータを送信することで、当該無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を要求し、20

前記情報管理サーバは、前記移動無線端末からの要求に基づいて、当該要求に係るデータに含まれる識別情報と、その識別情報に対応する認証情報の組を、当該移動無線端末に送信することを特徴とする請求項1に記載の通信システム。

**【請求項 3】**

複数の無線アクセスポイント装置と、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれの識別情報と認証情報の組を有する情報管理サーバと、移動無線端末と、を備え、

前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれは、自己の識別情報および前記情報管理サーバのアドレスを、自己の通信可能範囲内の移動無線端末に送信し、30

前記情報管理サーバは、当該要求に係るデータに含まれる識別情報に対応する認証情報を、当該移動無線端末に送信し、

前記移動無線端末は、自己がその通信可能範囲内に入った前記無線アクセスポイント装置から受信した前記情報管理サーバのアドレスおよび当該無線アクセスポイント装置の識別情報に基づいて、当該アドレス宛に、当該識別情報を含むデータを送信することで、当該無線アクセスポイント装置の認証情報を要求する要求手段と、前記要求手段の要求に基づいて前記情報管理サーバから送信された当該無線アクセスポイント装置の認証情報を受信する受信手段と、当該認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する無線接続手段と、を有することを特徴とする通信システム。30

**【請求項 4】**

前記要求手段は、無線アクセスポイント装置との無線接続のための無線通信方法よりも無線接続可能性の高い無線通信方法を用いた無線通信により、前記情報管理サーバに要求することを特徴とする請求項1ないし3のいずれか1つに記載の通信システム。40

**【請求項 5】**

前記情報管理サーバを複数有し、この複数の情報管理サーバのそれぞれが有する識別情報と認証情報の組は、全て同一の無線接続サービス提供業者が当該サービス提供のために設ける無線アクセスポイント装置についてのものであることを特徴とする請求項1ないし4のいずれか1つに記載の通信システム。

**【請求項 6】**

複数の無線アクセスポイント装置と、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれの識別情報と認証情報の組を有する情報管理サーバと、移動無線端末と、を備え、

前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれは、自己の識別情報を、自己の通信可50

能範囲内の移動無線端末に送信し、

前記情報管理サーバは、当該移動無線端末に、自己の有する無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を送信し、

前記移動無線端末は、前記情報管理サーバから送信された無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を受信する受信手段と、前記受信手段が受信した識別情報を送信する無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っているとき、当該識別情報に対応する認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する無線接続手段と、を有することを特徴とする通信システム。

【請求項 7】

請求項 1ないし 6 のいずれか 1 つに記載の情報管理サーバ。

10

【請求項 8】

請求項 1ないし 6 のいずれか 1 つに記載の移動無線端末。

【請求項 9】

請求項 1ないし 6 のいずれか 1 つに記載の無線アクセスポイント装置。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、無線を用いた通信システムに関する。

【背景技術】

【0002】

従来、 IEEE 802.11 の規格による無線 LAN 等、移動無線端末が無線アクセスポイント装置と無線接続することで、その無線アクセスポイント装置を介して通信ネットワークに参加する技術がある。

【0003】

この技術においては、無線アクセスポイント装置に無線接続を試みた移動無線端末に対して無線接続を許すか拒否するかを判断するために、無線アクセスポイント装置と当該移動無線端末との間で認証を行う場合がある。この認証を成功させるためには、移動無線端末が当該無線アクセスポイント装置の認証情報を有していなければならない。

【0004】

例えば上記した無線 LAN においては、移動無線端末は、無線接続しようとする対象の無線アクセスポイント装置に割り当てられた特定の WEP キー ( IEEE 802.11 b において規定される公開鍵暗号方式に用いられる秘密鍵) を用いた認証を行うことで初めてその無線接続を許される。

【0005】

移動無線端末の場合、移動することで次々と異なる無線アクセスポイント装置と無線接続することが必要となる。したがって、移動に伴って次々に異なる無線アクセスポイント装置の認証情報を取得しなければならない。

【0006】

このように、無線接続しようとする無線アクセスポイント装置の認証情報を移動無線端末が次々に取得するための技術としては、特許文献 1 に記載のような技術がある。この技術では、移動無線端末が GPS ( Global Positioning System ) 受信機を用いることで自位置を特定し、その位置情報をサービスエージェントに送信する。サービスエージェントは、複数の無線アクセスポイント装置の認証情報等の設定情報および位置情報を有しており、移動無線端末から受けた位置情報に基づいて、移動無線端末が利用可能な無線アクセスポイント装置を特定する。そしてサービスエージェントは、その特定した無線アクセスポイント装置の設定情報を移動無線端末に送信するようになっている。

【特許文献 1】特開 2002-164919 号公報

【発明の開示】

40

50

**【発明が解決しようとする課題】****【0007】**

しかし、特許文献1に記載の技術では、移動無線端末がサービスエージェントに自らの位置情報を送信しなければならないので、そのためにGPS受信機を有していなければならなかつた。

**【0008】**

本発明は上記点に鑑み、無線アクセスポイント装置との無線接続を介してネットワークに参加する移動無線端末が、自らの位置情報を送信するためにGPS受信機等の自位置特定装置を用いることなく、次々に無線LAN無線アクセスポイント装置の認証情報を取得できるようにすることを目的とする。

**【課題を解決するための手段】****【0009】**

上記目的を達成するための請求項1に記載の発明は、複数の無線アクセスポイント装置と、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれの識別情報と認証情報の組を有する情報管理サーバと、移動無線端末と、を備え、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれは、自己の識別情報および前記情報管理サーバのアドレスを、自己の通信可能範囲内の移動無線端末に送信し、前記情報管理サーバは、前記移動無線端末からの要求に基づいて、当該移動無線端末に、自己の有する無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を送信し、前記移動無線端末は、前記複数の無線アクセスポイント装置の少なくとも1つから受信した前記情報管理サーバのアドレス宛に、無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を要求する要求手段と、前記要求手段の要求に基づいて前記情報管理サーバから送信された無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を受信する受信手段と、前記受信手段が受信した識別情報を送信する無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っているとき、当該識別情報に対応する認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する無線接続手段と、を有することを特徴とする通信システムである。

**【0010】**

通信システムがこのようになっているので、移動無線端末は、通信可能範囲内に入った無線アクセスポイント装置から受信した情報管理サーバのアドレス宛に、無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を要求する。そして、情報管理サーバはその要求に基づいて、当該移動無線端末に、自己の有する無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を送信する。そして当該移動無線端末は、送信された識別情報と認証情報の組を受信し、この受信した識別情報を送信する無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っているとき、当該識別情報に対応する認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する。

**【0011】**

このように、移動無線端末は、情報管理サーバから無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報との組を受信し、無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っていることで受信する識別情報に基づいて、その無線アクセスポイント装置に合った適切な認証情報を用いて無線接続することができる。したがって、無線アクセスポイント装置との無線接続を介してネットワークに参加する移動無線端末が、自らの位置情報を送信するためにGPS受信機等の自位置特定装置を用いることなく、次々に無線アクセスポイント装置の認証情報を取得できるようになる。

**【0012】**

なお、「無線アクセスポイント装置の認証情報」とは、「その無線アクセスポイント装置が無線接続を受け付けるために必要な認証情報」をいう。

**【0013】**

また、請求項2に記載の発明は、請求項1に記載の通信システムにおいて、前記移動無線端末が有する要求手段は、自分がその無線通信可能範囲内に入った前記無線アクセスポイント装置から受信した前記情報管理サーバのアドレスおよび当該無線アクセスポイント

10

20

30

40

50

装置の識別情報に基づいて、当該アドレス宛に、当該識別情報を含むデータを送信することで、当該無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を要求し、前記情報管理サーバは、前記移動無線端末からの要求に基づいて、当該要求に係るデータに含まれる識別情報と、その識別情報に対応する認証情報の組を、当該移動無線端末に送信することを特徴とする。

【0014】

また、請求項3に記載の発明は、複数の無線アクセスポイント装置と、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれの識別情報と認証情報の組を有する情報管理サーバと、移動無線端末と、を備え、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれは、自己の識別情報および前記情報管理サーバのアドレスを、自己の通信可能範囲内の移動無線端末に送信し、前記情報管理サーバは、当該要求に係るデータに含まれる識別情報に対応する認証情報を、当該移動無線端末に送信し、前記移動無線端末は、自己がその通信可能範囲内に入った前記無線アクセスポイント装置から受信した前記情報管理サーバのアドレスおよび当該無線アクセスポイント装置の識別情報に基づいて、当該アドレス宛に、当該識別情報を含むデータを送信することで、当該無線アクセスポイント装置の認証情報を要求する要求手段と、前記要求手段の要求に基づいて前記情報管理サーバから送信された当該無線アクセスポイント装置の認証情報を受信する受信手段と、当該認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する無線接続手段と、を有することを特徴とする通信システムである。

【0015】

通信システムがこのようになっているので、移動無線端末は、通信可能範囲内に入った無線アクセスポイント装置から受信した情報管理サーバのアドレス宛に、受信した識別情報を含むデータを送信することで、当該無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を要求する。そして、情報管理サーバはその要求に基づいて、当該移動無線端末に、要求された当該無線アクセスポイント装置の認証情報の組を送信する。そして当該移動無線端末は、送信された認証情報を受信し、当該無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っているとき、受信した認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する。

【0016】

このように、移動無線端末は、情報管理サーバから通信可能範囲内に入っている無線アクセスポイント装置の認証情報を受信し、その認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置に無線接続することができる。したがって、無線アクセスポイント装置との無線接続を介してネットワークに参加する移動無線端末が、自らの位置情報を送信するためにGPS受信機等の自位置特定装置を用いることなく、次々に無線アクセスポイント装置の認証情報を取得できるようになる。

【0017】

また、請求項4に記載の発明は、請求項1ないし3のいずれか1つに記載の通信システムにおいて、前記要求手段は、無線アクセスポイント装置との無線接続のための無線通信方法よりも無線接続可能性の高い無線通信方法を用いた無線通信により、前記情報管理サーバに要求することを特徴とする。

【0018】

また、請求項5に記載の発明は、請求項1ないし4に記載の通信システムにおいて、前記情報管理サーバを複数有し、この複数の情報管理サーバのそれぞれが有する識別情報と認証情報の組は、全て同一の無線接続サービス提供業者が当該サービス提供のために設ける無線アクセスポイント装置についてのものであることを特徴とする。

【0019】

このようにすることで、各無線接続サービス提供業者毎に情報管理サーバを設けることができる。

【0020】

また、請求項6に記載の発明は、複数の無線アクセスポイント装置と、前記複数の無線

10

20

30

40

50

アクセスポイント装置のそれぞれの識別情報と認証情報の組を有する情報管理サーバと、移動無線端末と、を備え、前記複数の無線アクセスポイント装置のそれぞれは、自己の識別情報を、自己の通信可能範囲内の移動無線端末に送信し、前記情報管理サーバは、当該移動無線端末に、自己の有する無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を送信し、前記移動無線端末は、前記情報管理サーバから送信された無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を受信する受信手段と、前記受信手段が受信した識別情報を送信する無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っているとき、当該識別情報に対応する認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する無線接続手段と、を有することを特徴とする通信システムである。

【0021】

通信システムがこのようになっているので、移動無線端末は、情報管理サーバから、無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報の組を受信する。そして当該移動無線端末は、この受信した識別情報を送信する無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っているとき、当該識別情報に対応する認証情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する。

【0022】

このように、移動無線端末は、情報管理サーバから無線アクセスポイント装置の識別情報と認証情報との組を受信し、無線アクセスポイント装置の通信可能範囲内に入っていることで受信する識別情報に基づいて、その無線アクセスポイント装置に合った適切な認証情報を用いて無線接続することができる。したがって、無線アクセスポイント装置との無線接続を介してネットワークに参加する移動無線端末が、自らの位置情報を送信するためにG P S受信機等の自位置特定装置を用いることなく、次々に無線アクセスポイント装置の認証情報を取得できるようになる。

【0023】

また、請求項7に記載の発明は、請求項1ないし6のいずれか1つに記載の情報管理サーバである。

【0024】

また、請求項8に記載の発明は、請求項1ないし6のいずれか1つに記載の移動無線端末である。

【0025】

また、請求項9に記載の発明は、において、請求項1ないし6のいずれか1つに記載の無線アクセスポイント装置である。

【発明を実施するための最良の形態】

【0026】

(第1実施形態)

以下、本発明の第1実施形態について説明する。図1に、本発明の第1実施形態に係る通信システム100の構成を示す。

【0027】

通信システム100においては、広域データ通信ネットワークであるインターネット1に、I S P(インターネットサービスプロバイダ)内ネットワーク2~4が接続されている。I S Pとは、移動無線端末20等のデータ通信端末をインターネットに接続させて参加させるサービスを提供する事業者であり、本実施形態においては、I S Pは、無線L A Nによって無線アクセスポイント装置7~12に無線接続する移動無線端末20をインターネット1に参加させるサービスを提供する無線接続サービス提供業者である。

【0028】

I S P内ネットワークとは、このI S Pが当該サービスのために有する通信ネットワークであり、このI S P内ネットワークには、D H C Pサーバ等、移動無線端末20がインターネット1に接続するために必要な装置が接続されている。

【0029】

I S P内ネットワーク2、3および4は、それぞれ異なる無線接続サービス提供業者の

10

20

30

40

50

有する通信ネットワークである。ISP内ネットワーク2～4には、それぞれ情報管理サーバ5、6が1つ接続されている。

【0030】

また各ISP内ネットワーク2～4には、図1に示すように、複数の無線LANの無線アクセスポイント装置7～12が接続されている。各無線アクセスポイント装置7～12は、それぞれ無線LANサービスエリア13～18を形成する。

【0031】

移動無線端末20は、車両等に搭載されることで移動し、無線LANによって無線アクセスポイント装置7～12のいずれかに無線接続することで、インターネット1に参加することができる。

10

【0032】

また、携帯電話サービスエリア19は、携帯電話の通信可能範囲内である。移動無線端末20は、携帯電話の通信によってもインターネット1に参加できるようになっている。

【0033】

以下、無線アクセスポイント装置7～12、情報管理サーバ5、6、およびISP内ネットワーク2の作動について説明する。

【0034】

無線アクセスポイント装置7～12のそれぞれは、通常の構成のコンピュータが、周知の無線LANインターフェースカード等の無線LANによる無線通信用装置を有し、さらに、ISP内ネットワーク3とインターネットのプロトコルで通信を行うための周知のネットワークインターフェースを有したものである。なお、無線LANサービスエリア13は、この無線通信用装置と移動無線端末20とが通信可能な範囲を示している。

20

【0035】

これら無線アクセスポイント装置7～12のそれぞれは、コンピュータがROM、HD D（ハードディスクドライブ）等に記憶したプログラムを実行することで、これら無線通信用装置およびネットワークインターフェースを用いた下記の動作を行う。

【0036】

すなわち、無線アクセスポイント装置7～12のそれぞれは、それぞれの無線LANサービスエリアに入った移動無線端末から無線接続の要求を受けると、認証を行い、認証に成功した移動無線端末をインターネット1に参加させるための設定（IPアドレスの付与等）を行う。なお、無線アクセスポイント装置はIPアドレスの付与を行うDHCPサーバを兼ねていてもよいし、ISP内ネットワーク2に接続する他の機器がDHCPサーバの機能を有していてもよい。

30

【0037】

ここで、認証とは、WEP（Wired Equivalent Privacy）キー等、各無線アクセスポイント装置によって異なる認証用の秘密鍵を移動無線端末が有しているかを判定するための周知の無線LANの公開鍵暗号方式による手続きをいう。

【0038】

また、本実施形態の無線アクセスポイント装置7～12のそれぞれは、同一のISP内ネットワークに接続された情報管理サーバのアドレス情報（例えばIPアドレス）をあらかじめ記憶しており、その情報を自己のID（識別情報）と共に定期的にブロードキャストしている。図2に、情報管理サーバ5、6のそれぞれがブロードキャストする情報の構成を示す。このブロードキャストされる情報は、暗号化されていない情報であり、各無線アクセスポイント装置の無線LANサービスエリアにいるどの移動端末でも受信および解読が可能な情報である。IDとしては、例えば無線アクセスポイント装置7の無線通信用装置に付与されたMAC（Media Access Control）アドレスを用いればよい。

40

【0039】

次に、情報管理サーバの構成、作動について説明する。図3に、情報管理サーバの構成を示す。情報管理サーバは、通信部61、認証部62、設定情報払い出し部63、設定情

50

報 DB (データベース) 64、および認証情報 DB (データベース) 65 を有している。

【0040】

通信部 61 は、ISP 内ネットワークを介して他の装置とインターネットのプロトコルで通信するための周知のネットワークインターフェース装置である。

【0041】

認証部 62 は、後述する無線アクセスポイント装置の設定情報の要求を ISP 内ネットワークを介して受けたときに、この要求元の装置の認証（パスワード認証等）を行うための装置である。認証部 62 は、この認証の際、HDD 等の記憶媒体から成り、認証に必要な情報（例えばパスワード）を有する認証情報 DB 65 から認証情報を読み出す。

【0042】

設定情報 DB 64 は、無線アクセスポイント装置毎の設定情報を有している。図 4 に、設定情報の構成を示す。無線アクセスポイント装置の設定情報は、無線アクセスポイント装置毎に、当該無線アクセスポイント装置の ID、ESSID (Extended Service Set Identifier)、WEP キー、チャンネルを有している。ESSID とは、IEEE 802.11 に既定される、ネットワークの識別子の 1 つである。また、チャンネルとは、その無線アクセスポイント装置が無線 LAN の無線接続にどの周波数帯を用いているかの情報である。

【0043】

なお、設定情報 DB 64 が有する設定情報は、当該情報管理サーバが属する ISP 内ネットワークを保有する無線接続サービス事業者が有する無線アクセスポイント装置についての設定情報に限られる。例えば、情報管理サーバ 5 の設定情報 DB 64 は、無線アクセスポイント装置 7、無線アクセスポイント装置 8、無線アクセスポイント装置 9 の設定情報を有しているが、無線アクセスポイント装置 10 ~ 12 の設定情報は有していない。

【0044】

設定情報払い出し部 63 は、認証部 62 が認証に成功したとき、設定情報 DB 64 から、受けた要求のデータに含まれる無線アクセスポイント装置の ID に対応する設定情報、すなわち当該 ID を有する無線アクセスポイント装置についての設定情報、を設定情報 DB 64 から読み出し、通信部 61 を用いて当該要求元宛に、読み出した設定情報を送信する。図 5 に、送信する設定情報の構成を示す。

【0045】

なお、認証部 62、設定情報払い出し部 63 は、それぞれそれらの機能を実現するプログラムを実行するマイコン等で構成されていてもよいし、単一のマイコンが認証部 62、設定情報払い出し部 63 の両方の機能を実現するプログラムを実行するようになっていてもよい。

【0046】

図 6 に、このような情報管理サーバの作動の手順のフローチャートを示す。情報管理サーバにおいて、通信部 61 が移動無線端末 20 から特定の無線アクセスポイント装置の設定情報の要求を受けると（ステップ 110）、認証部 62 が当該移動無線端末 20 の認証を行う（ステップ 120）。認証に失敗すると、認証部 62 は移動無線端末 20 に接続拒否通知を行う（ステップ 140）。認証に成功すると、認証部 62 からの通知等によってこれを検知した設定情報払い出し部 63 は、要求のデータに含まれる ID に対応する設定情報（ID および WEP キーを含む）、すなわち要求に係る無線アクセスポイント装置（図中では AP と記す）の設定情報を設定情報 DB 64 から検索（ステップ 130）する。そして通信部 61 は、その検索された設定情報を要求元の移動無線端末 20 に送信する。

【0047】

次に、移動無線端末 20 の構成および作動について説明する。図 7 に移動無線端末 20 のハードウェア構成を示す。移動無線端末 20 は、A 無線通信機 51、B 無線通信機 52、通信制御部 53、アプリケーション部 54 を有している。

【0048】

A 無線通信機 51 は、周知の無線 LAN カード等の、無線アクセスポイント装置 7 ~ 1

10

20

30

40

50

2に接続するための無線通信装置である。B無線通信機52は、携帯電話サービスエリア19において携帯電話の基地局と無線接続し、その無線接続を介してデータ通信を行うための周知の無線通信装置である。

#### 【0049】

通信制御部53は、後述する様に、無線アクセスポイント装置に無線接続してインターネット1に参加するための作動を行う。

#### 【0050】

アプリケーション部54は、通信制御部53によって移動無線端末20がインターネット1に参加した後、インターネット1への接続を用いてメール送受信、Webデータ閲覧等のための作動を行う。

10

#### 【0051】

なお、通信制御部53、アプリケーション部54は、それぞれそれらの機能を実現するプログラムを実行するマイコン等で構成されていてもよいし、単一のマイコンが通信制御部53、アプリケーション部54の両方の機能を実現するプログラムを実行するようになっていてもよい。

#### 【0052】

図8に、移動無線端末20が無線アクセスポイント装置7~12のいずれかと無線接続するために、当該無線アクセスポイント装置、情報管理サーバ等と行う通信のやりとりを示すシーケンス図である。この図に基づいて移動無線端末20の通信制御部53の作動を説明する。

20

#### 【0053】

無線アクセスポイント装置は上記したように定期的に対応情報管理サーバ（自己の設定情報を有する情報管理サーバ）のIPアドレスおよび自己のIDをブロードキャストしている。

#### 【0054】

通信制御部53は、このブロードキャストを受信するまでは、このブロードキャストをA無線通信機51が受信することを待つサーチモードにある（ステップ902）。

#### 【0055】

移動無線端末20が無線LANサービスエリア13~無線LANサービスエリア17のいずれか、すなわち無線アクセスポイント装置7~12のいずれかの無線通信可能範囲内に入ると（ステップ904）、A無線通信機51はこのブロードキャストを受信し（ステップ906）、当該無線アクセスポイント装置から受信したIPアドレスの情報管理サーバ宛に、当該無線アクセスポイント装置から受信したIDを含むデータを、この当該無線アクセスポイント装置の設定の要求として送信する（ステップ908）。なお、この際、併せて情報管理サーバにおける認証情報（パスワード等）もこの要求のデータに含める。

30

#### 【0056】

ただし、この情報管理サーバ5との通信は、A無線通信機51を用いずに、B無線通信機52を用いた電話回線で実現する（図1の経路21に相当する）。なおB無線通信機52で用いる通信方法としては、無線アクセスポイント装置との無線接続よりも接続可能性が高い方法であればよい。電話回線は、通信可能領域が広いので、無線LANよりも接続可能性が高い。このようにすることで、無線アクセスポイント装置と接続したいときには、高い確率で情報管理サーバ5と必ず接続できるようになる。

40

#### 【0057】

このデータを受けた情報管理サーバは、認証に成功すれば、当該要求に係る設定情報を送信する（図6のステップ130、150参照）。通信制御部53は、B無線通信機52を介してこの無線アクセスポイント装置の設定情報を受信する（ステップ910）。

#### 【0058】

そして通信制御部53は、受信した設定情報に含まれるESSID、チャンネル、WEPキーを用いて、当該無線アクセスポイント装置への無線接続を行う。具体的には、ESSID、チャンネルに基づいてA無線通信機51を設定および制御することで当該無線ア

50

クセスポイント装置にD H C P リクエストを含む接続要求を送信し(ステップ912)、この際にW E P キーを用いた認証を行い、その認証の成功に基づいて無線アクセスポイント装置から受けたD H C P レスポンスを含む接続許可を受信し(ステップ914)、その受信した情報に基づいてインターネット1に参加するための設定(I P アドレス設定等)を行う(ステップ916)。

#### 【0059】

そして設定が完了して(ステップ918)、A 無線通信機51、無線アクセスポイント装置を介したインターネット1への参加が実現した以後は、アプリケーション部54からのデータの送受信要求等に基づいて、A 無線通信機51を用いてインターネット1に対しデータの送受信を行う。

10

#### 【0060】

その後移動無線端末20が今まで接続していた無線L A Nサービスエリアから外に出ると(ステップ920)、通信制御部53はA 無線通信機51がデータ受信を行えなくなつことを検知し、それに基づいて上記したサーチモードに戻る(ステップ922)。

#### 【0061】

そしてその後、また移動無線端末20が別の無線L A Nサービスエリアに入ると、上記と同様の作動を通信制御部53は繰り返す。なお、無線L A Nサービスエリアを移りながらも通信相手とのコネクションを維持するには、M o b i l e I P等の技術を用いればよい。

20

#### 【0062】

このように、移動無線端末は、自己がその通信可能範囲内に入った無線アクセスポイント装置から受信した情報管理サーバのアドレスおよび無線アクセスポイント装置のI Dに基づいて、当該アドレス宛に、当該I Dを含むデータを送信することで、当該無線アクセスポイント装置の認証情報を要求し、その要求に基づいて情報管理サーバから送信された当該無線アクセスポイント装置の設定情報を受信し、当該設定情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する。

#### 【0063】

このように、移動無線端末20は、情報管理サーバから通信可能範囲内に入っている無線アクセスポイント装置の設定情報を受信し、その設定情報を用いて当該無線アクセスポイント装置に無線接続することができる。したがって、無線アクセスポイント装置との無線接続を介してインターネット1等の広域ネットワークに参加する移動無線端末が、自らの位置情報を送信するためにG P S受信機等の自位置特定装置を用いることなく、次々に無線アクセスポイント装置の認証情報を取得できるようになる。

30

#### 【0064】

なお、上記実施形態では、無線接続時に移動無線端末20に付与されるI Pアドレスは、D H C P サーバによって割り当てられるが、このI Pアドレスは、情報管理サーバから設定情報と共に移動無線端末20に送信されるようになっていてもよい。

#### 【0065】

(第2実施形態)

次に、本発明の第2実施形態について説明する。本実施形態では、第1実施形態において、それぞれ異なるI S P内ネットワークに接続されている複数の無線L A Nサービスエリアが重なっており、移動無線端末20がその重なったエリアに進入した場合の作動について説明する。

40

#### 【0066】

図9に、このような場合の一例を示す。図9においては、移動無線端末20は、I S P内ネットワーク2に属する無線アクセスポイント装置7の無線L A Nサービスエリア13、I S P内ネットワーク3に属する無線アクセスポイント装置10の無線L A Nサービスエリア16、I S P内ネットワーク23に属する無線アクセスポイント装置24の無線L A Nサービスエリア25、の3つが重なる領域に進入している。

#### 【0067】

50

このような場合、移動無線端末20は、これら複数の無線アクセスポイント装置のいずれに対しても無線接続が可能であり、無線アクセスポイント装置7、無線アクセスポイント装置10、無線アクセスポイント装置24のそれぞれから異なる内容のIDとIPアドレスの組のブロードキャストを受信する。このような場合、移動無線端末20の通信制御部53は、は、下記(1)～(4)のいずれか1つまたは複数の基準に基づいて、ブロードキャストを受けた無線アクセスポイント装置のうちのいずれを介してインターネット1に参加するかを選択する。

- (1) 移動無線端末20における受信電力が最も強い無線アクセスポイント装置
  - (2) 接続に料金のかからない(低料金の)無線アクセスポイント装置
  - (3) インターネット1との通信速度が速い無線アクセスポイント装置
  - (4) 現在無線接続している移動無線端末の数(同時接続数)が少ない無線アクセスポイント装置
- 10

本実施形態における無線接続のためのデータのやりとりを示すシーケンス図を図10に示し、この図に従って本実施形態の通信システム100の作動を説明する。なお、この作動のうち、第1実施形態と同等の部分についての記載は省略または簡略化する。

#### 【0068】

まず、無線アクセスポイント装置7(図中ではAP1と記す)、無線アクセスポイント装置10(図中ではAP2と記す)、無線アクセスポイント装置24(図中ではAP3と記す)のブロードキャストを受信できる位置に入ると(ステップ924)、通信制御部53は、受けたブロードキャストのそれぞれに含まれる情報管理サーバのアドレスの全てに対して、当該無線アクセスポイント装置の設定情報を要求する(ステップ926、928、930)。

20

#### 【0069】

そして、それぞれの情報管理サーバから設定情報を受信すると(ステップ932、934、936)、通信制御部53は、この受信した情報に基づいて、上記した基準で無線アクセスポイント装置を1つ選択する。このために、設定情報を送信する情報管理サーバ5は、当該無線アクセスポイント装置の接続料金、通信速度、同時無線接続数の情報を、設定情報と共に移動無線端末20に送信する。

#### 【0070】

なお、上記(1)の基準に示した受信電力等の、無線アクセスポイント装置とのやりとりだけで特定できる量に基づいて選択する場合には、ブロードキャストを受けた無線アクセスポイント装置に係る全ての情報管理サーバへの無線接続を行う前に、無線接続対象を選択するようになっていてもよい。

30

#### 【0071】

また、図11に示すように、無線アクセスポイント装置のブロードキャストのデータに、サーバのIPアドレス、無線アクセスポイント装置のIDのみならず、ISPの名称または識別情報を含めるようになっていてもよい。また、無線アクセスポイント装置は、当該ブロードキャストに、通信速度、同時接続数を含めるようになっていてもよい。このような場合は、上記(3)(4)の基準に基づいて移動無線端末20が選択を行う場合も、ブロードキャストを受けた全ての情報管理サーバ5に設定情報の要求をする必要はない。

40

#### 【0072】

また、各無線アクセスポイント装置は、自己の現在の同時接続数を記憶し、その同時接続数が所定の値を超えた場合に、ID、IPアドレス等のブロードキャストを停止するようになっていてもよい。

#### 【0073】

また、各サーバは、設定情報を有する無線アクセスポイント装置の現在の同時接続数の情報を当該無線アクセスポイント装置から定期的に受信するようになっており、その同時接続数が所定の値を超えた場合に、移動無線端末20に対してその同時接続数が所定の値を超えた無線アクセスポイント装置の設定情報を送信することを拒否するようになっていてもよい。

50

**【 0 0 7 4 】**

( 第 3 実施形態 )

次に、本発明の第 3 実施形態について説明する。図 12 に、本実施形態の通信システム 100 の構成を示す。本実施形態においては、移動無線端末 20 は、同一の ISP の複数の無線アクセスポイント装置 7 ~ 9 間をハンドオーバーする。そして移動無線端末 20 は、無線接続する無線アクセスポイント装置の無線 LAN サービスエリアに入る前に、その無線アクセスポイント装置の設定情報を情報管理サーバ 5 から取得する。

**【 0 0 7 5 】**

本実施形態の無線アクセスポイント装置 7 ~ 9 の構成および作動は、第 1 実施形態の無線アクセスポイント装置と同等である。

10

**【 0 0 7 6 】**

本実施形態の情報管理サーバ 5 のハードウェア構成は第 1 実施形態と同等である。また、本実施形態の情報管理サーバ 5 の設定情報払い出し部 63 は、移動無線端末 20 から、無線アクセスポイント装置 ID の情報を含むデータとして、周囲の無線アクセスポイント装置の設定情報の要求を受け、認証部 62 が認証に成功すると、受信した ID の無線アクセスポイント装置に隣接している無線アクセスポイント装置の設定情報を要求元の移動無線端末 20 に送信する。

**【 0 0 7 7 】**

なお、どの無線アクセスポイント装置と無線アクセスポイント装置とが隣接しているかの情報は、あらかじめ設定情報 DB64 に記憶されている。

20

**【 0 0 7 8 】**

図 14 に、本実施形態の情報管理サーバが送信する管理情報の一例を示す。図 14 に示す例では、AP2 に隣接する AP1、AP3 の設定情報が送信される。

**【 0 0 7 9 】**

また、情報管理サーバは、上記した周囲の無線アクセスポイント装置の設定情報の要求に基づいて、有している無線アクセスポイント装置の設定情報の全てを移動無線端末 20 に送信してもよいし、有している無線アクセスポイント装置の設定情報の一部を移動無線端末 20 に送信してもよい。

**【 0 0 8 0 】**

本実施形態の移動無線端末 20 のハードウェア構成は第 1 実施形態と同等である。本実施形態の移動無線端末 20 の通信制御部 53 の作動の流れを図 13 にフローチャートとして示す。

30

**【 0 0 8 1 】**

移動無線端末 20 の通信制御部 53 は、自己がその通信可能範囲内に入った無線アクセスポイント装置から受信した情報管理サーバの IP アドレスおよび無線アクセスポイント装置の ID に基づいて、当該アドレス宛に、当該 ID を含むデータを送信することで、当該無線アクセスポイント装置の周囲の無線アクセスポイント装置の認証情報を要求する（ステップ 410）。

**【 0 0 8 2 】**

そして、その要求に基づいて情報管理サーバから送信された無線アクセスポイント装置の設定情報を受信して、記憶媒体に記憶する（ステップ 420）。

40

**【 0 0 8 3 】**

そして、移動無線端末 20 が、当該通信可能範囲内（図中では AP2 のエリアと記す）から出て他の無線 LAN サービスエリアに入る（ステップ 430）と、当該無線アクセスポイント装置（図中では AP3 と記載）からのブロードキャストを受信し（ステップ 440）、そのブロードキャストに含まれる ID と同じ ID を有する情報管理サーバの設定情報を上記記憶媒体（図中では AP 情報記憶部と記す）から読み出し、この読み出した設定情報に基づいて、当該無線アクセスポイント装置を特定し、当該無線アクセスポイント装置 7 と認証等を行った後、無線接続する（ステップ 450）。

**【 0 0 8 4 】**

50

#### (第4実施形態)

次に、第3実施形態において、移動無線端末20がGPS受信機等の位置測定装置を備えており、この位置測定装置からの情報に基づいて自己の現在位置を特定することができるようになっている場合の作動について説明する。

##### 【0085】

本実施形態における移動無線端末20の通信制御部53の作動を図15にフローチャートとして示す。

##### 【0086】

移動無線端末20の通信制御部53は、図13のステップ410と同様に情報管理サーバへ周囲の無線アクセスポイント装置の設定情報を要求し(ステップ510)、ステップ420と同様にその結果情報管理サーバから設定情報を受信し保存する(ステップ520)。

##### 【0087】

そしてその後、位置測定装置を用いて自位置を測定し、自位置が隣接する無線アクセスポイント装置の無線LANサービスエリア内(すなわち隣接エリア内)にあるか否かを判定する(ステップ540)。なお、移動無線端末20は、無線アクセスポイント装置の位置情報をあらかじめ有していてもよいし、ステップ520において情報管理サーバが当該位置情報を送信し、それを受信するようになっていてもよい。

##### 【0088】

隣接エリア内に入ると、ステップ520で記憶した設定情報から当該その隣接エリアの無線アクセスポイント装置の設定情報を読み出し、その設定情報に基づいてA無線通信機51等を設定し、当該無線アクセスポイント装置に無線接続を試みる(ステップ550)。

##### 【0089】

ただし、測定した位置情報の誤差等、諸々の理由で、当該隣接した無線アクセスポイント装置に無線接続できない場合があるので、当該無線アクセスポイント装置への無線接続が失敗したかを判定し(ステップ560)、失敗した場合は直前の無線アクセスポイント装置の設定情報に基づいて、直前の無線アクセスポイント装置に再度無線接続を行う。

##### 【0090】

なお、この場合、情報管理サーバは、移動無線端末20の進行方向にある無線アクセスポイント装置の設定情報のみを送信するようになっていてもよい。ただしこの場合に限り、移動無線端末20は自己の位置情報を情報管理サーバ5に送信する必要がある。

##### 【0091】

#### (第5実施形態)

次に、本発明の第5実施形態について説明する。図16に、本実施形態の通信システム100の構成を示す。本実施形態においては、移動無線端末20は、異なる無線アクセスポイント装置へ、すなわち、ISP内ネットワーク2に属する無線アクセスポイント装置8からISP内ネットワーク3に属する無線アクセスポイント装置10へ、ハンドオーバーする。

##### 【0092】

本実施形態の情報管理サーバ5、6、および無線アクセスポイント装置7～11の構成および作動は、第1実施形態における情報管理サーバおよび無線アクセスポイント装置と同等である。また、本実施形態の移動無線端末20も、第1実施形態における移動無線端末20と同等の構成および作動を有する。

##### 【0093】

このような構成の移動無線端末20が、図16に示したように、異なるISPの無線アクセスポイント装置へハンドオーバーする場合、その作動の手順は、図17のようになる。

##### 【0094】

すなわち、ISP内ネットワーク2の無線アクセスポイント装置8に関する無線LAN

10

20

30

40

50

サービスエリア 14 外（図中では A P 2 のエリア外と記す）に移動無線端末 20 が移動すると、（ステップ 610）、他の無線アクセスポイント装置からのブロードキャストをサーチし（ステップ 620）、ブロードキャストを A 無線通信機 51 を介して受信すると、そのブロードキャストに含まれる情報管理サーバの IP アドレスに B 無線通信機 52 を用いて接続し（ステップ 630）、さらに当該ブロードキャストに含まれる ID の無線アクセスポイント装置の設定情報の要求を行うことで、当該設定情報を情報管理サーバから受信し（ステップ 640）、その受信した設定情報を用いた A 無線通信機 51 の設定を行い、当該無線アクセスポイント装置（図 16 中の無線アクセスポイント装置 10 に相当する）に無線接続する（ステップ 650）。

## 【0095】

10

## （第 6 実施形態）

次に、本発明の第 6 実施形態について説明する。本実施形態も、第 5 実施形態と同様、移動無線端末 20 が異なる ISP の無線アクセスポイント装置へハンドオーバーする場合についてのものである。

## 【0096】

20

図 18 に、図 16 の無線 LAN サービスエリア 14、無線 LAN サービスエリア 16 の領域を拡大した図を示す。第 5 実施形態においては、移動無線端末 20 は、無線 LAN サービスエリア 14 の外に出た場合に無線 LAN サービスエリア 16 を形成する無線アクセスポイント装置 10 からブロードキャスト情報を受信するようになっていた。本実施形態では、移動無線端末 20 は、無線 LAN サービスエリア 14 と無線 LAN サービスエリア 16 の交わる領域 26 にいるとき、すなわち異なる ISP の無線アクセスポイント装置の両方の通信可能範囲内にいるときにハンドオーバーを実現する。すなわち、新たな無線アクセスポイント装置 10 からのブロードキャストを受信し、この受信したブロードキャストを当該無線アクセスポイント装置 10 への無線接続のために用いる。

## 【0097】

20

本実施形態の情報管理サーバおよび無線アクセスポイント装置の構成および作動は、第 1 実施形態における情報管理サーバおよび無線アクセスポイント装置と同等である。

## 【0098】

30

また、本実施形態の移動無線端末 20 は、第 1 実施形態のような B 無線通信機 52 を有している必要はないこと以外は、第 1 実施形態における移動無線端末 20 と同等の構成を有する。

## 【0099】

40

以下、図 18 の領域 26 でハンドオーバーを実現するための移動無線端末 20 の作動について説明する。図 19 に、この移動無線端末 20 の通信制御部 53 が実行する処理のフローチャートを示す。通信制御部 53 は、A 無線通信機 51 を介して現在無線接続している無線アクセスポイント装置（図 16 においては無線アクセスポイント装置 8、図 19 においては A P 2 と記す）からの受信電力が低下したことを検知すると（ステップ 710）、A 無線通信機 51 の通信時間を時分割してブロードキャストのサーチを行う（ステップ 720）。なお、通信制御部 53 は、受信電力を示す信号を A 無線通信機 51 から受ける。

## 【0100】

図 20 に、A 無線通信機 51 の通信時間の時分割の様子を示す。A 無線通信機 51 が通信に使用する時間帯 27 ~ 33 において、大部分（例えば約 8 割）の時間帯 27 ~ 30 は、通常の通信、すなわち現在無線接続している無線アクセスポイント装置を介した通信に用いられる。また、残りの時間帯 31 ~ 33 は、他の無線アクセスポイント装置（図 16 においては無線アクセスポイント装置 10）からのブロードキャストが送信されているかのサーチに用いられる。

## 【0101】

50

ただし、サーチに用いられる時間帯は、等間隔で割り当てられるのではなく、ランダムに割り当てられる。このようにすることで、短時間のサーチにおいても他の無線アクセスポイント装置のブロードキャストを受信し易くなる。なお、無線アクセスポイント装置か

らのブロードキャストのタイミングをランダムにし、移動無線端末 20 におけるサーチのタイミングの割り振りが一定間隔となっていてもよい。

【0102】

そして、通信制御部 53 は、他の無線アクセスポイント装置のブロードキャストを検出するまでこの時分割によるサーチを実行し(ステップ 730)、検出すると、当該検出したブロードキャストに含まれる ID、情報管理サーバ(図 16においては情報管理サーバ 6)の IP アドレスに基づいて、A 無線通信機 51 を用いて現在無線接続している対象の無線アクセスポイント装置を経由して、当該 IP アドレスの情報管理サーバに接続し(ステップ 740)、当該 ID の設定情報を要求して受信し(ステップ 750)、その受信した設定情報に基づいて A 無線通信機 51 を設定し、今までの無線接続対象の無線アクセスポイント装置との無線接続を切断し、当該無線アクセスポイント装置に無線接続する(ステップ 760)。

【0103】

このように、移動無線端末 20 は、領域 26 内において、無線アクセスポイント装置 8 からの電力が弱くなってきたことを検知することに基づいて、A 無線通信機 51 を用いて時分割で無線アクセスポイント装置 8 からの受信および無線アクセスポイント装置 10 からの受信を交互に行することで、無線アクセスポイント装置 10 からのブロードキャストに含まれる ID および情報管理サーバ 6 の IP アドレスに基づいて、A 無線通信機 51 を用いて現在無線接続中の無線アクセスポイント装置 8 を経由して情報管理サーバ 6 から無線アクセスポイント装置 10 の設定情報を受信し、この設定情報に基づいて新たな無線アクセスポイント装置 10 と無線接続する。

【0104】

(第 7 実施形態)

次に、本発明の第 7 実施形態について説明する。本実施形態の移動無線端末 20 は、他の移動無線端末との通信を利用して、無線アクセスポイント装置の設定情報を入手するようになっている。

【0105】

図 21 に、本実施形態の概念図を示す。道路 70 を、それぞれ移動無線端末 20 を搭載する車両 71、72 が走行している。車両 72 に搭載される移動無線端末 20 は、車両 71 の移動無線端末 20 から無線アクセスポイント装置 AP が送信しているブロードキャストを受信する。

【0106】

図 22 に、本実施形態の移動無線端末 20 のハードウェア構成を示す。本実施形態は、第 1 実施形態の図 7 に示した移動無線端末 20 の構成に加え、C 無線通信機 55 を有している。

【0107】

C 無線通信機 55 は、周知の無線 LAN カード等の、車車間で無線 LAN に既定のアドホック通信を行うための無線通信装置であり、通信制御部 53 によって制御される。

【0108】

本実施形態の情報管理サーバおよび無線アクセスポイント装置の構成および作動は、第 1 実施形態と同等である。ただし、無線アクセスポイント装置 7 は、図 23 に示すようなデータ、すなわち、情報管理サーバの IP アドレス、情報管理サーバの有する秘密鍵に対応する公開鍵、自己の ID、および自己の属するプロバイダ名(またはプロバイダ ID)をブロードキャストする。

【0109】

本実施形態における車両 71 および車両 72 に搭載される移動無線端末 20 の作動を、図 24 のシーケンス図を用いて説明する。

【0110】

車両 71 が無線アクセスポイント装置 AP の通信可能範囲内無線 LAN サービスエリア 73 にいるとき、車両 71 に搭載された移動無線端末 20 の通信制御部 53 は、無線アク

10

20

30

40

50

セスポイント装置 A P からのブロードキャストを受信すると、その受信したブロードキャストに含まれるデータを、C 無線通信機 5 5 を用いてアドホック通信で接続している他の車両の移動無線端末 2 0 に送信する（ステップ 9 5 0）。無線 LAN サービスエリア 7 3 の外にいる車両 7 2 に搭載された移動無線端末 2 0 の通信制御部 5 3 は、車両 7 1 の移動無線端末 2 0 からのこのデータを C 無線通信機 5 5 を介して受信すると、受信した情報管理サーバの IP アドレスに対する認証データ（自己の ID、パスワード等）および自己の有する秘密鍵に対応する公開鍵を、受信した公開鍵を用いて暗号化し、暗号化したデータを、C 無線通信機 5 5 を用いて、受信したデータの送信元である車両 7 1 の移動無線端末 2 0 に送信する（ステップ 9 5 2）。図 25 に、車両 7 2 の移動無線端末 2 0 がここで送信するデータの構成を示す。

10

#### 【0111】

暗号化された移動無線端末 2 0 の認証データ（暗号化された ID およびパスワード）および車両 7 2 の公開鍵を受信した車両 7 1 の移動無線端末 2 0 は、自らが受信しているブロードキャストに含まれる情報管理サーバ 5 の IP アドレスに、当該ブロードキャストに含まれる ID の無線アクセスポイント装置についての設定情報の要求を、受信した認証データおよび公開鍵と共に、A 無線通信機 5 1 または B 無線通信機 5 2 を用いて送信する（ステップ 9 5 4）。

#### 【0112】

この車両 7 1 の移動無線端末 2 0 から送信されたデータを受信した情報管理サーバは、自らが有する秘密鍵を用いて、受信した認証データを復号した上で認証を行い、認証に成功すると、受信した要求に係る ID の設定情報を受信した公開鍵で暗号化し、この暗号化したデータを、要求元である車両 7 1 の移動無線端末 2 0 に送信する。

20

#### 【0113】

車両 7 1 の移動無線端末 2 0 の通信制御部 5 3 は、この設定情報を受信し（ステップ 9 5 6）、この情報を C 無線通信機 5 5 を用いて車両 7 2 の移動無線端末 2 0 に送信する（ステップ 9 5 8）。

30

#### 【0114】

そして車両 7 2 の移動無線端末 2 0 の通信制御部 5 3 は、C 無線通信機 5 5 を介してこの暗号化された設定情報を受信すると、自己の秘密鍵を用いてこの設定情報を復号し、この復号した設定情報に基づいて C 無線通信機 5 5 による無線接続のための設定を行い（ステップ 9 6 0）、そして車両 7 2 が無線 LAN サービスエリア 7 3 に入ると（ステップ 9 6 2）、その設定に基づいて当該エリアの無線アクセスポイント装置に無線接続する。すなわち DHCP サーバまたは DHCP サーバ機能を有する無線アクセスポイント装置に DHCP リクエストを送信し（ステップ 9 6 4）、その結果として DHCP レスポンスを受信し（ステップ 9 6 6）、その DHCP レスポンスに基づいて使用する IP アドレス等を設定する（ステップ 9 6 8）。

#### 【0115】

このように、無線アクセスポイント装置の無線 LAN サービスエリア 7 3 にいる移動無線端末 2 0 が、移動無線端末 2 0 間の通信を利用して、無線 LAN サービスエリア 7 3 内の移動無線端末 2 0 を介して無線接続のための情報を取得することで、無線 LAN サービスエリア 7 3 に入って後、素早く無線接続を確立することができる。

40

#### 【0116】

なお、車両 7 2 の移動無線端末 2 0 は、車両 7 1 の移動無線端末 2 0 からブロードキャスト情報を取得したとき、車 2 の通信機 B が使用可能な場合は、第 1 実施形態と同様に B 無線通信機 5 2 を用いて情報管理サーバにアクセスし、無線アクセスポイント装置の設定情報を入手するようになっていてもよい。

#### 【0117】

また、車両 7 1 の移動無線端末 2 0 から送信される認証情報は情報管理サーバの公開鍵で暗号化され、情報管理サーバから車両 7 2 の移動無線端末 2 0 へ送信される設定情報は車両 7 2 の移動無線端末 2 0 の公開鍵で暗号化されるので、これらデータの送受信を中継

50

する車両 71 の移動無線端末 20 において、これらデータの内容を盗聴することができず、情報の秘匿性が保たれる。

【0118】

(第8実施形態)

次に、本発明の第8実施形態について説明する。図26に、本実施形態の概念図を示す。

【0119】

本実施形態では、駐車場 81 に、無線アクセスポイント装置 AP1、AP2 が設置されており、それぞれが無線 LAN サービスエリア 82、無線 LAN サービスエリア 83 を形成している。また、駐車場入り口 85 付近には、DSRC(境域通信)用の通信装置 86 があり、この DSRC 通信装置 86 は、駐車場 81 に進入する際に車両 84 が必ず通る領域に通信可能範囲としての DSRC サービスエリア 87 を形成している。10

【0120】

本実施形態の無線アクセスポイント装置 AP1、AP2 は、自己の ID のみをブロードキャストしている点以外は、第1実施形態と構成、作動を同一にする。

【0121】

また、本実施形態の DSRC 通信装置 86 は、第1実施形態の情報管理サーバ 5 において、通信部 61 を、DSRC の規格に従った無線信号の送受信を行う通信装置に置き換えたものと同等である。20

【0122】

また、本実施形態の移動無線端末 20 は、第1実施形態の移動無線端末 20 において、B 無線通信機 52 を、DSRC の規格に従った無線信号の送受信を行う通信装置に置き換えたものと同等である。20

【0123】

このような無線アクセスポイント装置 AP1、AP2、DSRC 通信装置 86 と通信する移動無線端末 20 の作動の手順を図27に示す。

【0124】

まず車両 84 が DSRC サービスエリア 87 (図27では狭域通信エリアと記す) に進入すると (ステップ 810)、移動無線端末 20 の通信制御部 53 は B 無線通信機 52 を用いて DSRC の通信を DSRC 通信装置 86 と行い、この通信によって、無線アクセスポイント装置 AP1、AP2 についての設定情報を受信する (ステップ 820)。このとき、DSRC 通信装置 86 が送信して移動無線端末 20 が受信する設定情報の内容を図28に示す。この設定情報には、無線アクセスポイント装置 AP1、AP2 のそれぞれについての、ID、無線 LAN サービスエリアの地理的範囲、ESSID、WEP キー、チャネル、移動無線端末 20 に付与される IP アドレス、駐車場の課金情報、広告が含まれている。30

【0125】

なお、DSRC 通信装置 86 と移動無線端末 20 とは、この設定情報の受け渡しの前に、第1実施形態で示したような認証を行ってもよいし、また、DSRC 通信装置 86 は、設定情報をブロードキャストしていてもよい。40

【0126】

その後、車両 84 が無線 LAN サービスエリア 82 または無線 LAN サービスエリア 83 に進入すると、ID のブロードキャストを A 無線通信機 51 を介して受信し、合致した ID を有する設定情報に基づいて、A 無線通信機 51 による無線接続の設定を行う (ステップ 830)。

【0127】

このような無線アクセスポイント装置 AP1、AP2、DSRC 通信装置 86、および移動無線端末 20 から成る通信システムの作動により、移動無線端末は、DSRC 通信装置 86 から、無線アクセスポイント装置 AP1、AP2 の設定情報を受信する。そして当該移動無線端末 20 は、この受信した ID を送信する無線アクセスポイント装置 AP1 ま50

たは A P 2 の通信可能範囲内に入っているとき、当該 I D に対応する設定情報を用いて当該無線アクセスポイント装置と無線接続する。

【 0 1 2 8 】

このように、移動無線端末 2 0 は、D S R C 通信装置 8 6 から無線アクセスポイント装置 A P 1 、 A P 2 の設定情報を受信し、無線アクセスポイント装置 A P 1 、 A P 2 の通信可能範囲内に入っていることで受信する I D に基づいて、その無線アクセスポイント装置に合った適切な設定情報を用いて無線接続することができる。したがって、無線アクセスポイント装置 A P 1 、 A P 2 との無線接続を介してネットワークに参加する移動無線端末 2 0 が、自らの位置情報を送信するために G P S 受信機等の自位置特定装置を用いることなく、次々に無線アクセスポイント装置の認証情報を取得できるようになる。

10

【 0 1 2 9 】

なお、第 8 実施形態においては、D S R C 通信装置 8 6 が情報管理サーバに相当する。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 1 3 0 】

【 図 1 】本発明の第 1 実施形態に係る通信システム 1 0 0 の構成を示す図である。

【 図 2 】情報管理サーバ 5 、 6 のそれぞれがブロードキャストする情報の構成を示す図である。

【 図 3 】情報管理サーバの構成を示す図である。

【 図 4 】無線アクセスポイント装置 7 の設定情報の構成を示す図である。

【 図 5 】送信される設定情報の構成を示す図である。

20

【 図 6 】情報管理サーバの作動の手順のフローチャートである。

【 図 7 】移動無線端末 2 0 のハードウェア構成を示す図である。

【 図 8 】移動無線端末 2 0 が無線アクセスポイント装置 7 ~ 1 2 のいずれかと無線接続するために、当該無線アクセスポイント装置、情報管理サーバ等と行う通信のやりとりを示すシーケンス図である。

【 図 9 】それぞれ異なる I S P 内ネットワークに接続されている複数の無線 L A N サービスエリアが重なっており、移動無線端末 2 0 がその重なったエリアに進入した場合の一例を示す図である。

【 図 1 0 】第 2 実施形態において無線接続のためのデータのやりとりを示すシーケンス図である。

30

【 図 1 1 】無線アクセスポイント装置のブロードキャストのデータに、サーバの I P アドレス、無線アクセスポイント装置の I D のみならず、I S P の名称または識別情報を含めた図である。

【 図 1 2 】第 3 実施形態の通信システム 1 0 0 の構成を示す図である。

【 図 1 3 】第 3 実施形態の移動無線端末 2 0 の通信制御部 5 3 の作動の流れを示すフローチャートである。

【 図 1 4 】第 3 実施形態の情報管理サーバが送信する管理情報の一例を示す図である。

【 図 1 5 】第 4 実施形態における移動無線端末 2 0 の通信制御部 5 3 の作動を示すフローチャートである。

【 図 1 6 】第 5 実施形態の通信システム 1 0 0 の構成を示す図である。

40

【 図 1 7 】第 5 実施形態における移動無線端末 2 0 が、異なる I S P の無線アクセスポイント装置へハンドオーバーする場合の手順を示す図である。

【 図 1 8 】図 1 6 の無線 L A N サービスエリア 1 4 、無線 L A N サービスエリア 1 6 の領域を拡大した図である。

【 図 1 9 】第 6 実施形態における移動無線端末 2 0 の通信制御部 5 3 が実行する処理のフローチャートである。

【 図 2 0 】A 無線通信機 5 1 の通信時間の時分割の様子を示す図である。

【 図 2 1 】第 7 実施形態の概念図である。

【 図 2 2 】第 7 実施形態の移動無線端末 2 0 のハードウェア構成を示す図である。

【 図 2 3 】第 7 実施形態において無線アクセスポイント装置 7 がブロードキャストするデ

50

ータを示す図である。

【図24】第7実施形態において車両72の移動無線端末20が送信するデータの構成を示す図である。

【図25】車両72の移動無線端末20が送信するデータの構成を示す図である。

【図26】第8実施形態の概念図である。

【図27】第8実施形態における無線アクセスポイント装置AP1、AP2、DSRC通信装置86と通信する移動無線端末20の作動の手順を示す図である。

【図28】DSRC通信装置86が送信して移動無線端末20が受信する設定情報の内容を示す図である。

【符号の説明】

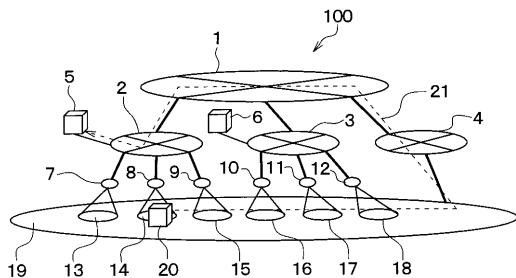
【0131】

1...インターネット、2~4...ISP内ネットワーク、5、6...情報管理サーバ、  
 7~12...無線アクセスポイント装置、13~18...無線LANサービスエリア、  
 19...携帯電話サービスエリア、20...移動無線端末、21...経路、  
 51...A無線通信機、52...B無線通信機、53...通信制御部、  
 54...アプリケーション部、55...C無線通信機、61...通信部、62...認証部、  
 63...設定情報払い出し部、64...設定情報DB、65...認証情報DB、  
 71、72...車両、73...無線LANサービスエリア、81...駐車場、  
 82、83...無線LANサービスエリア、84...車両、85...駐車場入り口、  
 86...DSRC通信装置、87...DSRCサービスエリア、100...通信システム。

10

20

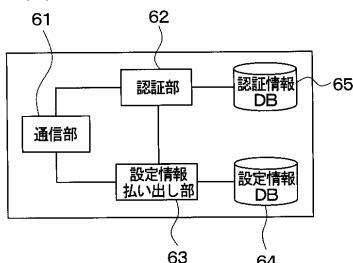
【図1】



【図2】

サーバのIPアドレス
アクセスポイントのID

【図3】



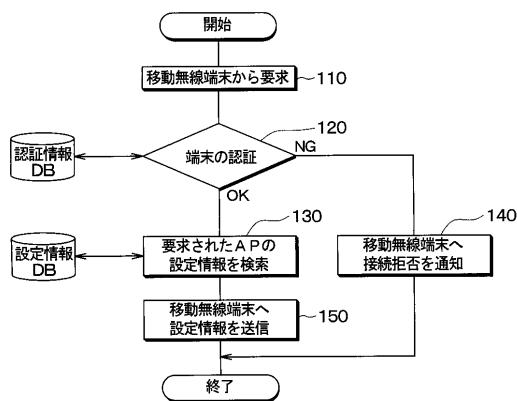
【図4】

アクセスポイントID	ESSID	WEPキー	チャンネル
ID1	ESSID1	WEP1	1
ID2	ESSID2	WEP2	5
⋮	⋮	⋮	⋮

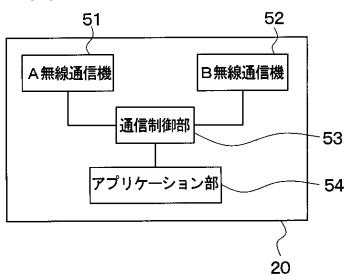
【図5】

アクセスポイントのID
ESSID
WEPキー
チャンネル

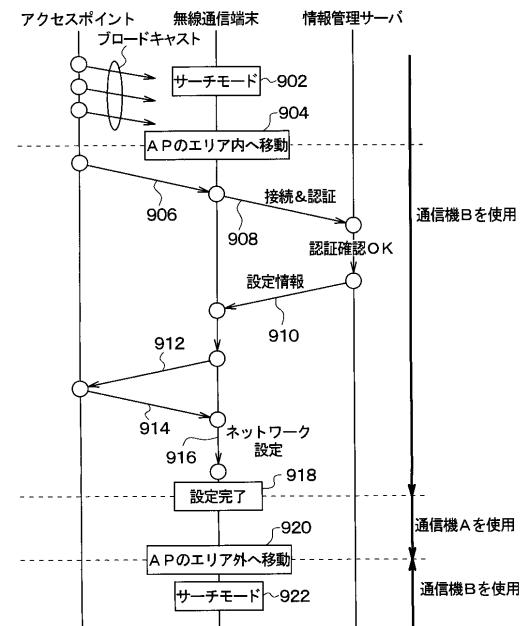
【図6】



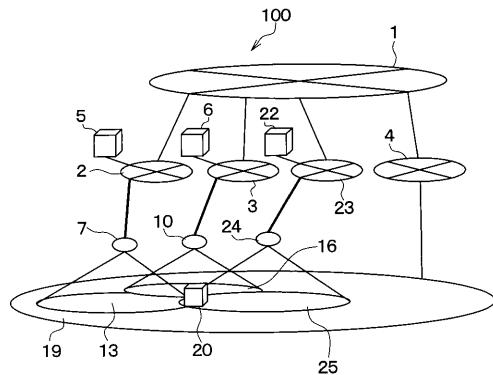
【図7】



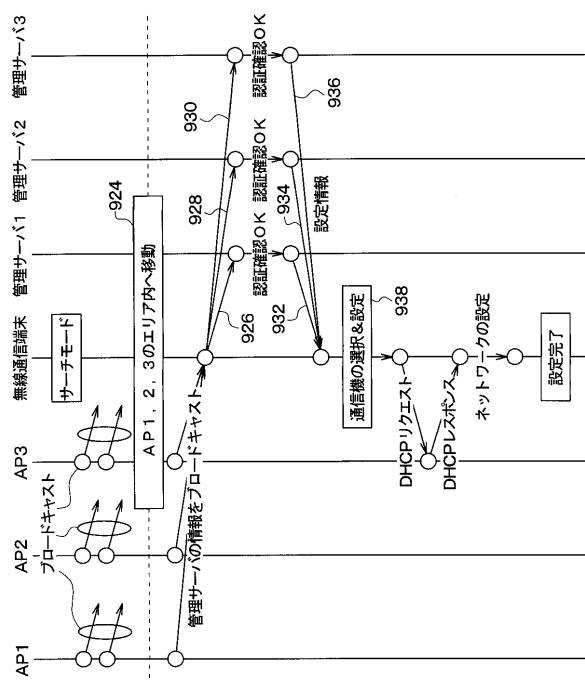
【図8】



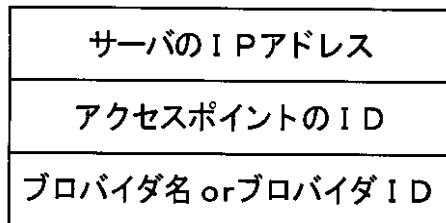
【図9】



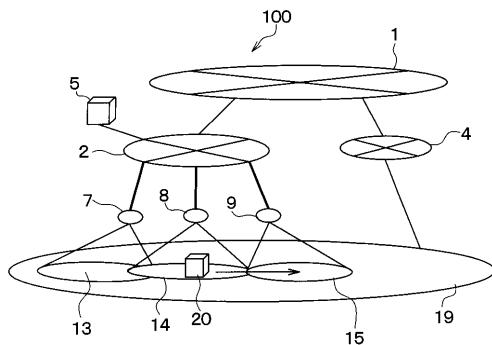
【図10】



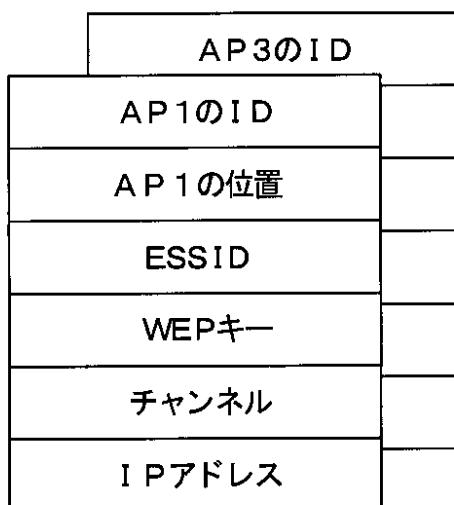
【 四 1 1 】



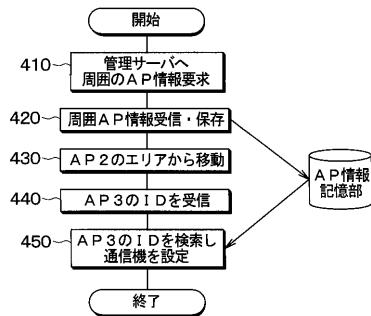
【 义 1 2 】



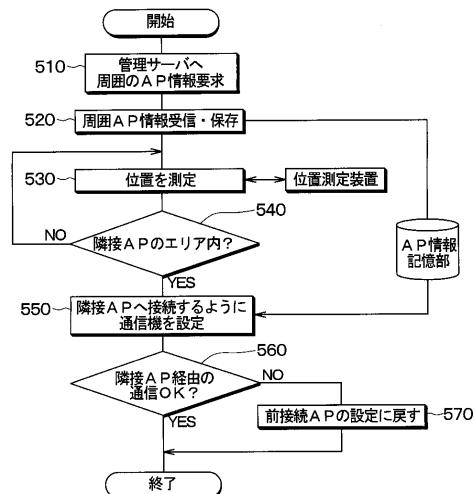
【 図 1 4 】



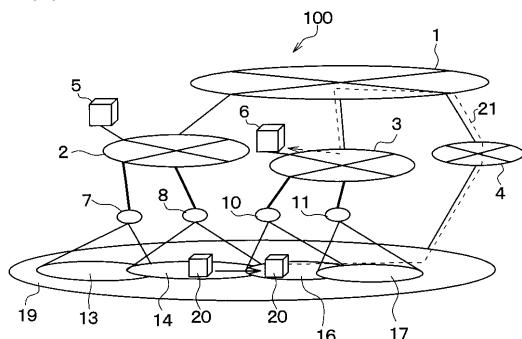
【 図 1 3 】



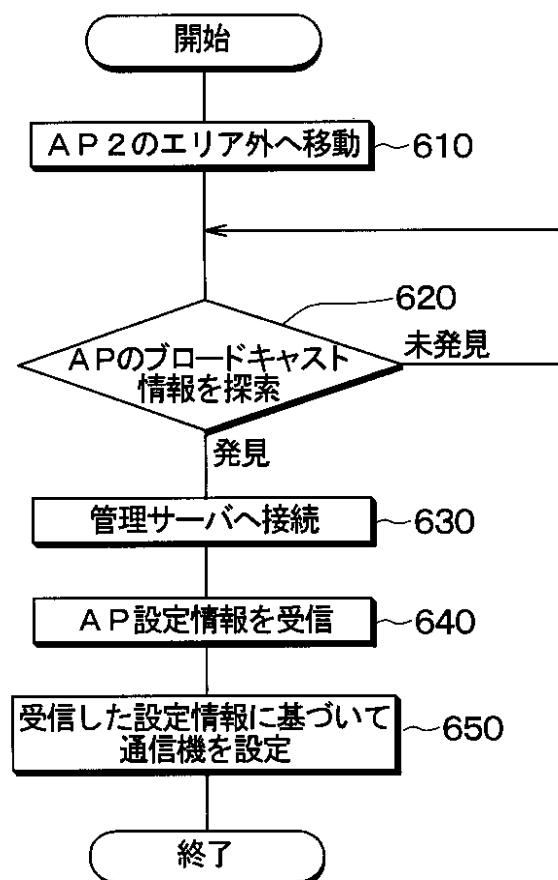
【 図 15 】



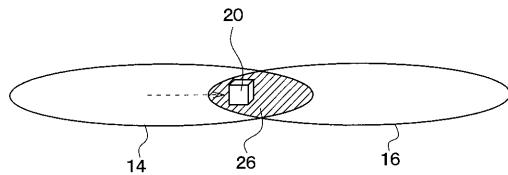
【 义 1 6 】



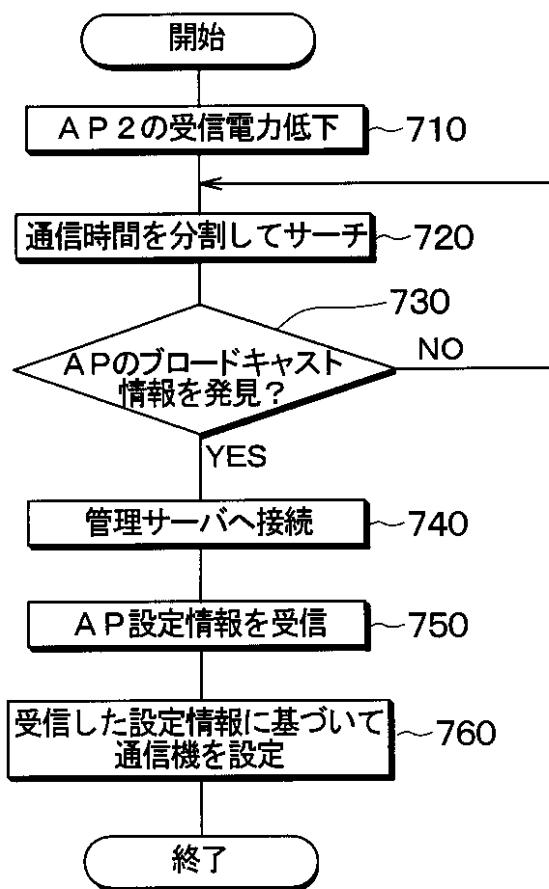
【図17】



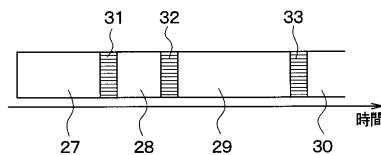
【図18】



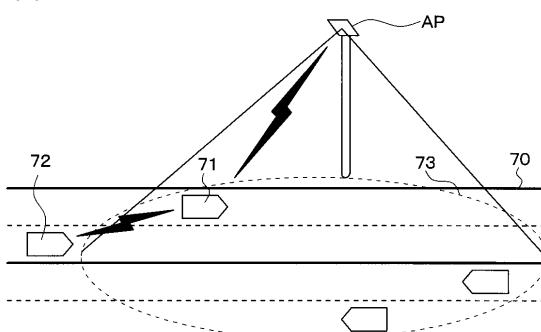
【図19】



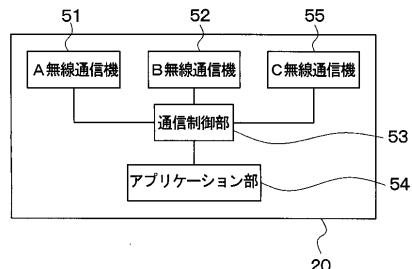
【図20】



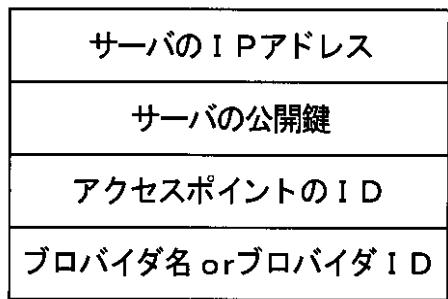
【図21】



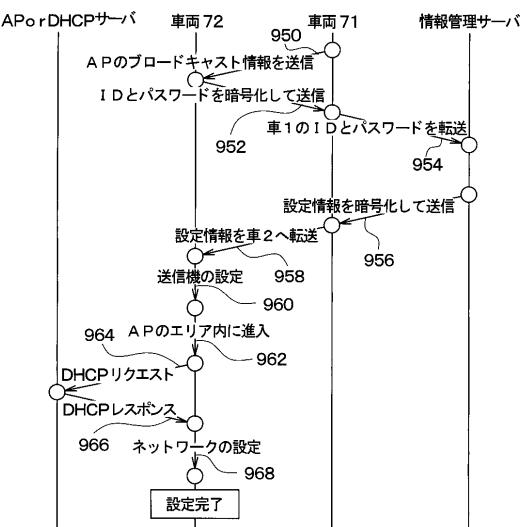
【図22】



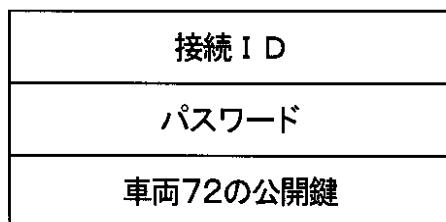
【図23】



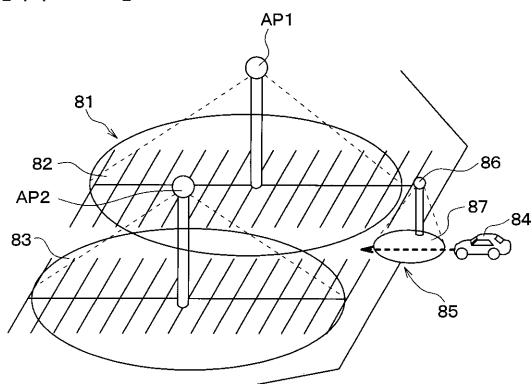
【図24】



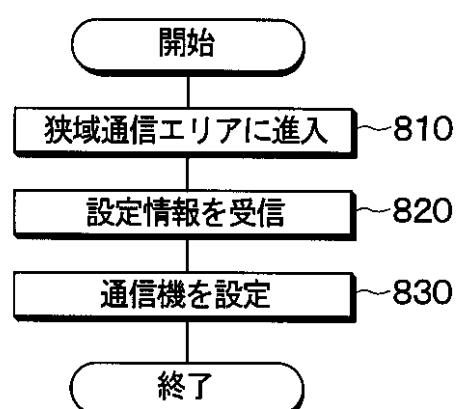
【図25】



【図26】



【図27】



【図28】



フロントページの続き

F ターム(参考) 5B085 AE04 BA06  
5K033 AA08 DA19  
5K067 AA32 DD17 DD19 EE02 EE10 EE16 EE25 HH22 HH23 HH36  
JJ52 JJ56